

## 議事の運営について

令和4年5月17日  
デジタル庁 戦略・組織 G

「デジタルの日」検討委員会(以下「本委員会」とする。)の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 配布資料及び議事録は、その議事に、「デジタルの日」に関するイベント等の内容が含まれる可能性があるため、後日公開することとする。  
ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
2. 議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 本委員会における審議において、特定の企業等に係る事例に言及があった場合には、原則として議事は非公開とする。  
ただし、個別の情報に言及される可能性が低いとあらかじめ見込まれる等の場合には、事務局が座長と相談して、対応を決定する。
4. 座長が特に必要と認める場合には、委員以外の出席を求めることができる。
5. 本委員会の庶務は、デジタル庁において処理する。
6. 本委員会の決定に基づき、ワーキンググループを課題毎に設置することができる。  
各ワーキンググループは、その活動の円滑な推進を図るため、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。
7. この運営要領に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。